

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第6回定例総会議事録

令和4年9月26日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第6回定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年9月26日(月)午前9時00分～午前9時17分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(16名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第16号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第6	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第6回定例総会 議事の経過及び結果

〈午前9時00分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和4年度加美町農業委員会 第6回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。それでは会長、挨拶・議事の進行をよろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） 皆さんおはようございます。この間までだいぶ雨が降っておりましたが、稲刈りが適期に入ってまいりまして、お忙しい中ご苦労様です。作況指数が宮城県北部では“やや良”ということで発表がありましたが、いざやってみるとそうでもないように感じました。これから最盛期に向けて、皆さん頑張っていたきたいと思います。また9月1日に、名取の市民会館で農業委員研修会が行われました。基盤強化法の改正と農業委員会の役割等、研修を通して色々勉強になったのではないかと思います。今回参加できなかった委員さんも、11月14日に宮城県農業委員大会を予定しておりますので、今から都合をつけていただき是非とも参加していただくようお願いいたします。本日の議案も慎重な審議をお願いし、挨拶といたします。

ただいまの出席委員は16名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、4番 佐藤とも委員、7番 山本成委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

- *議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（今野典子次長） 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和4年9月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は2件でございます。

報告書番号 1・2
貸人 A氏
転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
借人 B社
所在地 字長清水前…番…の田 外1筆
面積 合計4,495㎡
農地中間管理事業 基盤強化促進法

[以上2件の賃貸借の合意解約について説明。]

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第15号を終了いたします。

日程第5 報告第16号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第16号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第16号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和4年9月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は3件でございます。

報告書番号1

変電所の設置

許可地 字照井浦…番 外1筆

面積 合計2,200㎡

令和5年3月31日完了予定（進捗率 50%）

報告書番号2

住宅建築

許可地 下新田字新田浦…番…

面積 323㎡

令和4年7月22日完了

報告書番号3

駐車場の設置

許可地 下新田字一本柳…番

面積 190㎡

令和4年9月7日完了

[以上3件の工事進捗状況及び工事完了報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第16号を終了いたします。

日程第6 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年9月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 A氏

受人 C氏

申請地 字長清水南一番の田 外2筆

面積 合計6,540㎡

後継者へ使用貸借するもの

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年9月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 D氏 字長清水北一番…番地

受人 B社 字長清水北一番…番地

申請地 字長清水北一番…番…

面積 452㎡

申請事由 使用貸借による格納庫建設

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和4年10月10日着工予定 / 令和4年12月20日完成予定

申請地は加美町小野田支所の北西約4.3kmに位置し、長清水集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。現在、申請地近隣で営農する法人が、業務上必要な格納庫を建設するもので、用途が農業用施設の建設であり、申請地の周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号2

渡人 E氏 字赤塚…番地…

受人 F社 富谷市大清水一丁目…番地…

申請地 字赤塚…番 外1筆

面積 合計2,062㎡

申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和4年11月1日着工予定 / 令和7年10月31日完成予定

申請地は加美町役場の南東約1.2kmに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、4番 佐藤とも委員お願いします。

* 4 番（佐藤とも委員） 事務局から説明があった通りですが、申請番号 1 番に関しましては、盛土は行わず砂利敷きにします。雨水は自然浸透のため支障はなく、許可相当と判断しました。

申請番号 2 番につきまして、申請地は…の西側に 3 反歩ございますが、そのうちの 2 反歩で、こちらも許可相当と判断してまいりました。以上でございます。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） はい、2 番 杉村委員。

* 2 番（杉村昭宏委員） 申請番号 2 番の件について、工期が令和 4 年 1 1 月から令和 7 年 1 0 月ということで約 3 年間となっておりますが、工事進捗状況の報告に関して、何ヶ月に 1 度などの決まりはあるのですか。

* 議長（板垣文一会長） では事務局。

* 事務局（畠山明大係長） 工事進捗状況の報告ということですが、工期が 1 年以上かかる場合は、年に 1 度の状況報告をすることを条件に許可を出しております。

* 議長（板垣文一会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

* 議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和 4 年度加美町農業委員会 第 6 回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午前 9 時 1 7 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和4年9月26日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 佐 藤 と も

署名委員 山 本 成